

**地方の実情に応じた取り組みを阻害し、地方分権の趣旨に反する
「市町村独自の保険料減免(法定外繰入)への制限」の撤回を求める要望**

愛知県社会保障推進協議会

【要望事項】

低所得世帯向け減免、子どもの均等割減免の法定外繰入を「削減・解消すべき赤字」と見なすことは、地方の実情に応じた取り組みを阻害するものである。

市町村独自の低所得世帯向け減免、子どもの均等割減免は、「決算補填等目的の法定外繰入」とせず、「決算補填等目的以外の法定外繰入」とし、「削減・解消すべき赤字」と見なさないこと。

そのために、令和3年6月30日付厚生労働省事務連絡を改めること。(資料①)

【理由】

1. 低所得世帯減免について

①低所得世帯とりわけ国の2割減額に該当する所得階層の収納率は他の所得層と比べ、保険料収納率が際立って低い(滞納者が多い)傾向にあり、低所得世帯への独自減免の導入で、対象となった低所得層の収納率が顕著に向上した調査結果がある。(資料②上)
保険料納入が困難な低所得世帯の収納率を向上するためにも、有効な施策であり、その意義は大きい。

②国保料は、低所得世帯ほど所得に占める保険料負担割合が高くなっている、その矛盾を軽減するために、国の制度で「7割・5割・2割減額」の法定減額が設けられ、一般会計からの法定繰入がされている。しかし、現行の法定減額では低所得世帯への減免は不十分なために、市町村独自に上乗せして法定外繰入を行う市町村が少なくない。

③市町村独自の保険料減免を事実上否定するような国保運営は、地方分権の趣旨に反するものである。

2. 子どもの均等割減免について

①国保には、被用者保険にない均等割保険料があるために、収入のない子どもにも保険料が課せられ、子どもの多い多人数世帯ほど所得に占める保険料負担割合が高い。

【例】名古屋市国保と協会けんぽの保険料比較(2021年度)

(30歳代夫婦と子ども2人の世帯、所得276万円(給与収入400万円)の場合)

名古屋市国保:34万円(12.3%) 協会けんぽ:20万円(7.2%)

②高い保険料のため、4人以上の多人数世帯は、他の少人数世帯と比べ、保険料収納率が低い(滞納者が多い)傾向にあり、18歳までの子どもの均等割減免の導入で、4人以上の世帯の収納率が顕著に向上した調査結果があり、その意義は大きい。(資料②下)

③就学前までの子どもの均等割は、2022年4月から国(1/2)・県(1/4)・市町村(1/4)の負担(法定繰入)で、均等割5割減免が実施されるが、全国知事会・全国市長会は、不十分だとして「対象年齢・減免割合の拡大」を要望している。(資料③)

④国が実施しないために、当面、市町村が独自に法定外繰入で「対象範囲の拡大」を図っているのに、「削減・解消すべき赤字」とすることは、地方の実情に応じた取り組みを阻害する地方自治の侵害である。

資料① 厚生労働省事務連絡(令和3年6月30日)

事務連絡

令和3年6月30日

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

令和2年度における国民健康保険事業の実施状況報告について

国民健康保険事業の実施状況報告の作成に当たっての Q&A (令和2年度分報告)

(Q59) 所得の多寡や被保険者の年齢等の画一的な基準で保険料を独自に軽減(減免)している場合においては、「④地方単独の保険料軽減額」と「⑧保険料の減免額に充てるため」のどちらに該当するか。

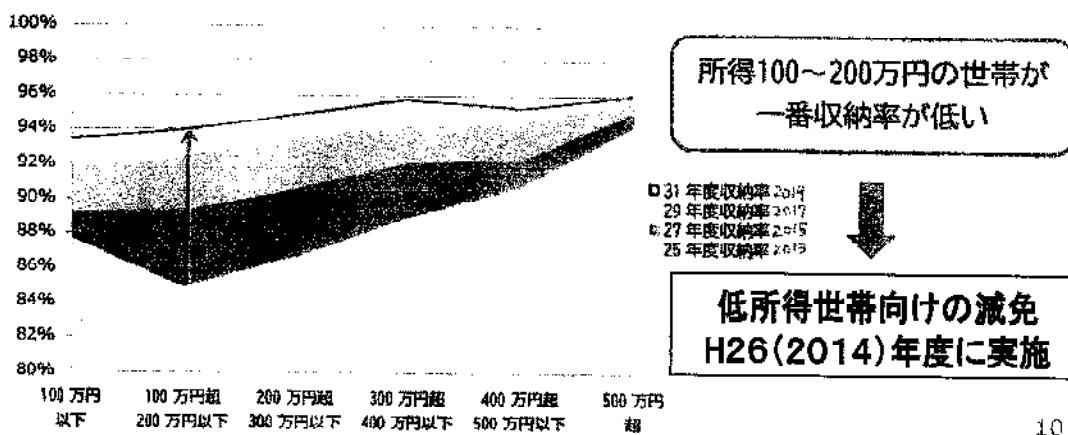
- A) 個別の特別な理由に応じた減免ではなく、所得の多寡や被保険者の年齢等により保険料を一律に軽減している場合には、受益に見合った負担とはならないことから、「計画的に削減・解消すべき赤字」として「④地方単独の保険料軽減額」に該当する。なお、⑧の「保険料の減免」については、そもそも、「減免は、個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものであり、条例においては、・・・納税者の総所得金額等の多寡等の画一的な減免基準を設けるのは適当ではない」(総務省「地方税質疑応答集」)とされていることに留意する必要がある。

資料② 「低所得世帯減免」と「子ども均等割減免」による収納率向上実例(S市)

低所得世帯向け減免(2割減額世帯などの均等割・平等割を2割減免)

~2割減免導入で、所得 100 万円超 200 万円以下の階層の収納率が85%→94%に向上~

所得階層別収納率の状況 ⇒ 低所得者減免



所得100～200万円の世帯が
一番収納率が低い

□ 31年度収納率 2019
△ 29年度収納率 2017
■ 27年度収納率 2015
▲ 25年度収納率 2013

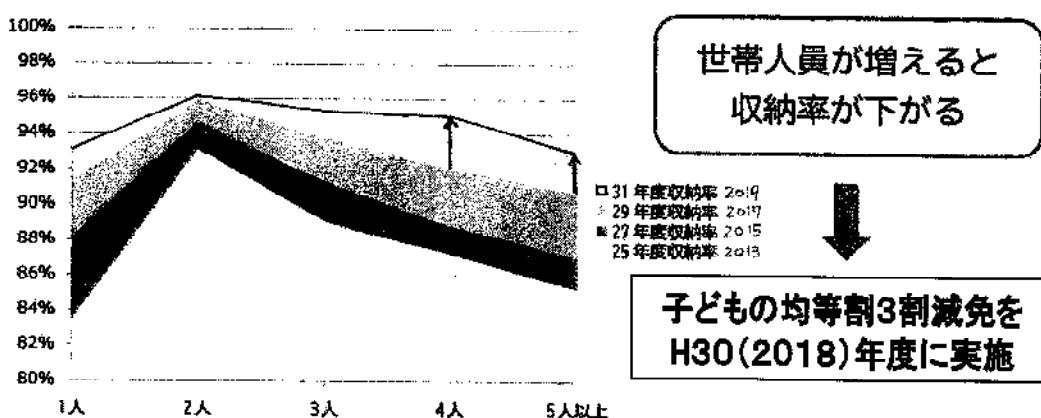
低所得世帯向けの減免
H26(2014)年度に実施

10

子ども向け減免(18歳までの子どもの均等割を3割減免)

~18歳までの均等割3割減免導入で、4人・5人以上世帯の収納率が大幅に向上~

世帯人員毎の収納率の状況 ⇒ 子育て世帯への減免



世帯人員が増えると
収納率が下がる

□ 31年度収納率 2019
△ 29年度収納率 2017
■ 27年度収納率 2015
▲ 25年度収納率 2013

子どもの均等割3割減免を
H30(2018)年度に実施

資料③ 全国知事会・全国市長会の要望

全国知事会（2021年6月10日）

令和4年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望

- 医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から要望していた、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、令和4年度からの施行に向け、法改正等の手続きが行われているところであるが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充について検討を行うとともに、…
- 国民健康保険制度の取組強化として、法定外線入等の解消や保険料水準の統一など法改正を含めた対応が進んでいるが、地方の実情に応じた取組を阻害するがないよう地方の意見を尊重し、引き続き地方と協議を行いながら、制度の運用を行うこと。

全国市長会（2021年11月18日）

令和4年度 国の施策及び予算に関する提案

- 子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度の施行にあたっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や負担割合を拡大する等、制度を拡充すること。

2021年6月30日 厚生省事務連絡

令和2年度国保事業の実施状況報告作成に当たってのQ&A

(Q 5 8) 「⑦公債費等、借入金利息」欄は、公債等を発行した場合の返還金以外に、国庫金の精算に伴う返済金や、基金等に対する借入金等の返済を含むとされているのはなぜか。「⑯その他」欄への記載ではないのか。

A) 国庫金精算にて超過交付となった分は、翌年度に返還すべきものだが、繰越等がなされず、一般会計から補填を行う場合は、決算補填目的と同義であり、「⑯その他」の決算補填等目的以外には該当しないためです。
また、基金等に対する借入金等についても同様に保険料財源で償還すべきものであるため、同じ取扱とします。

(Q 5 9) 所得の多寡や被保険者の年齢等の画一的な基準で保険料を独自に軽減（減免）している場合においては、「④地方単独の保険料軽減額」と「⑧保険料の減免額に充てるため」のどちらに該当するか。

A) 個別の特別な理由に応じた減免ではなく、所得の多寡や被保険者の年齢等により保険料を一律に軽減している場合には、受益に見合った負担とはならないことから、「計画的に削減・解消すべき赤字」として「④地方単独の保険料軽減額」に該当する。なお、⑧の「保険料の減免」については、そもそも、減免は、個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものであり、条例においては、・・・納税者の総所得金額等の多寡等の画一的な減免基準を設けるのは適当ではない（総務省「地方税質疑応答集」）とされていることに留意する必要がある。

【様式6 国民健康保険料（税）決定状況等調（市町村）（その1）・（その2）】

(Q 6 0) 広域連合を設立した場合、保険料（税）率の「引上・据置・引下」の判別が異なる場合はどうしたらよいか。

A) この場合は、空欄のまま提出してください。

なお、市町村合併の場合で、いわゆる吸收合併（編入合併）した場合は、存続した保険者の状況について入力してください。

3国保第799号
令和4年1月14日

各市町村国民健康保険主管課長 殿

愛知県保健医療局健康医務部
國民健康保険課長
(公印省略)

子どもの均等割保険料（税）の軽減措置により発生した一般会計繰入金
の取扱いについて（通知）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置が講じられることとなりました。

このことを踏まえ、子どもの均等割保険料（税）の軽減を実施した際に一般会計繰入を行った場合の取扱いについて、厚生労働省保険局国民健康保険課に確認し、下記のとおり整理しましたので、適切に対応してください。

記

1 厚生労働省保険局国民健康保険課の見解（要旨）

令和4年4月1日以降の子どもの均等割保険料（税）の軽減について、法律に基づく軽減分に上乗せをして、子どもの人数、所得、年齢により市町村独自の基準を設けて保険料を一律に軽減する場合は、画一的な基準となり、一律に行う減免であると考えられる。よって、一般会計繰入を行った場合には、国民健康保険の実施状況報告様式5-1における「④地方単独の保険料軽減額」として、市町村において解消すべき赤字となる。ただし、市町村が個々の特別な事情に基づき軽減を行う場合は、同様式における「⑧保険料の減免額に充てるため」に該当するため、赤字とはならない。

2 今後の取扱い

以下の場合については、市町村において解消すべき赤字となることから、平成30年1月29日保国発0129第2号通知に基づき、決算において赤字が生じ、赤字が

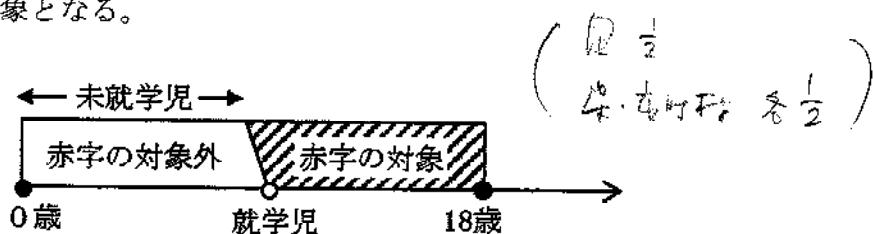
生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない場合、赤字削減・解消計画を策定することとする。

- (1) 令和3年度決算において、未就学児の均等割保険料（税）を子どもの人数等の画一的な基準で軽減し、一般会計繰入を行った場合
- (2) 令和4年度以降の決算において、法定の未就学児の均等割保険料（税）の軽減に、子どもの人数等の画一的な基準による独自の上乗せ分の軽減をし、上乗せ分について一般会計繰入を行った場合

<軽減の事由別による赤字の区分>

一般会計繰入を行う事由	令和3年度まで (改正前)	令和4年度以降 (改正後)
未就学児を対象とした軽減	赤字対象	赤字対象外
子どもの人数、所得、年齢等の画一的な基準による軽減	赤字対象	上乗せ分のみ赤字対象 (注1)
個々の特別な事情による軽減 (注2)	赤字対象外	赤字対象外

(注1) (例) 18歳以下の子どもを対象に一律に均等割保険料（税）を軽減した場合、未就学児分は赤字の対象外となるが、未就学児を除く18歳以下の子ども分は赤字の対象となる。



(注2) 国民健康保険法77条又は地方税法717条の規定に基づく条例を根拠に、保険料（税）の减免又は徴収猶予を行った場合。

担当 国保運営グループ（田中）

電話 052-954-6277 (ダイヤルイン)

後付

令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

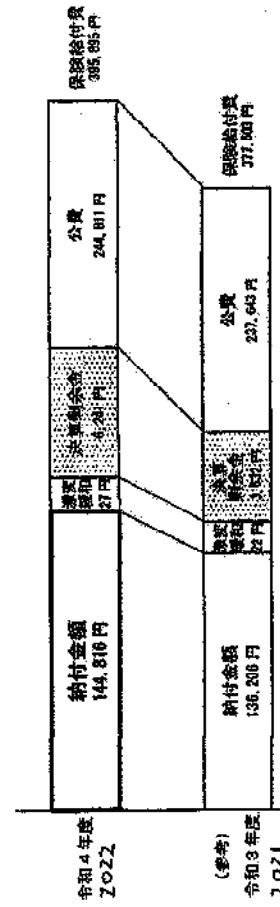
1 納付金の算定結果

市町村と合意したルールに基づき、令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定を行った結果、被保険者一人当たりの納付金額は144,816円（前年度比+8,610円（10.32%））となつた。

【前年度より一人当たり納付金額が増加した主な原因】

- ・前年度納付金算定においては、市町村との協議により、新型コロナの影響により保険給付費の伸びが抑えられていることを踏まえ、一人当たり納付金額を低く抑えたが、保険給付費の実績が想定より大幅に増加していること。
- ・県で推計した保険給付費の伸びに対しても、明らかに少なかつたこと。

【納付金算定イメージ図（金額は一人当たり）】



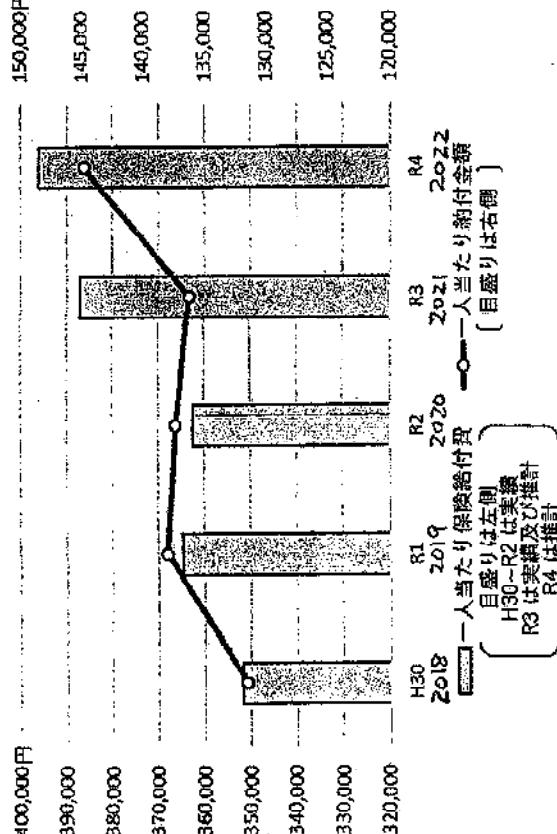
（注）グラフの値は実際の金額を反映していません。

2 保険給付費と納付金額の推移

国保制度改革（平成30年度）以降の一人当たり保険給付費の推移を見ると、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による伸び込みがあるが、全体としては上昇傾向となっている。

納付金額は保険給付費に応じた額とする必要があり、今回の算定結果による平成30年度からの一人当たり納付金額の伸び率は約102.4%/年で、一人当たり保険給付費の伸び率（約103.0%/年）と同程度となつた。

【一人当たり保険給付費と一人当たり納付金額の推移】



3 今後のスケジュール

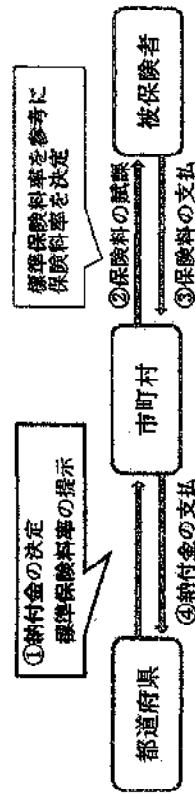
令和4年3月中旬 愛知県ホームページにおいて標準保険料率を公表
4月上旬 各市町村へ納付金額を通知

〔参考〕

○納付金の概要

平成 30 年度に行われた国保制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなつた。
2022. 2. 18

県は、令和 4 年度の国民健康保険の財政運営に必要な金額のうち、市町村が負担すべき納付金について、市町村との協議を経て合意されたルールに従つて算定を行う。



○納付金の算定方法

- (1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の一人当たり保険給付費（医療費）を推計
- (2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除
- (3) 制度改正による影響を踏まえ、激変緩和措置を実施
- (4) 市町村の被保険者数及び所得総額により接分し、市町村ごとの一人当たり納付金額を算定
- (5) 市町村ごとの保健事業に係る費用等や取扱率を考慮し、3方式（所得割、均等割、平等割）による標準保険料率を算出（見える化）

算定結果の詳細は右のとおり。

一人当たり新料金額 (県平均) R3 算定 2022	R3 算定 136,206 円 ⇒ R4 算定 2022	144,816 円	+8,610 円 (106.32%)
(参考) 納付金総額 R3 算定 1,927 億円 ⇒ R4 算定 1,963 億円 +36 億円 (101.87%)			

《市町村ごとの納付金額は補足資料 1-1 参照》

- (5) 市町村ごとの保健事業に係る費用等や取扱率を考慮し、3方式（所得割、均等割、平等割）による標準保険料率を算出（見える化）

市町村が保険料率を定める際の参考数値として、標準保険料率を算出した。

《市町村ごとの標準保険料率は補足資料 1-2 参照》

〈算定期限の詳細〉（金額は一人当たり）

- (1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の一人当たり保険給付費（医療費）を推計
被保険者数は 1,355,083 人となり、昨年度より 59,464 人減少したものの、医療費が大きく伸びたため、一人当たりの保険給付費は増額となつた。

保険給付費	R3 算定 377,503 円 ⇒ R4 算定 395,895 円	+18,392 円 (104.87%)
-------	-----------------------------------	---------------------

- (2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除

保険給付費の伸びに対する公費の伸びが少なかったこと、及び令和 3 年度納付金額が低く抑えられていたことから、仮算定において一人当たり納付金額の伸びが大きくなり、市町村から「決算剰余金を全額活用して欲しい。」との意見があつた。

そのため、公費を活用するとともに、決算剰余金を全額活用して納付金額の上昇を抑えた。

公費	R3 算定 237,643 円 ⇒ R4 算定 244,811 円	+7,168 円 (103.02%)
決算剰余金	R3 算定 3,632 円 ⇒ R4 算定 6,241 円	+2,609 円 (171.83%)

- (3) 制度改正による影響を踏まえ、激変緩和措置を実施

国保制度改正により保険料が急激に上昇することを避けるため、一人当たり納付金額が制度改正前の平成 28 年度と比較して一定割合以上増加する市町村のうち、前年後に激変緩和対象であった 4 市町村に対しき引き続き激変緩和措置を実施した。

激変緩和措置額	R3 算定 22 円 ⇒ R4 算定 27 円	+5 円 (122.73%)
---------	-------------------------	----------------

(4) 市町村の被保険者数及び所得総額により接分し、市町村ごとの一人当たり納付金額を算定

- (1) 一人当たり保険給付費 (395,895 円) から (2) 公費 (244,811 円) 及び決算剰余金 (6,241 円)、(3) 激変緩和措置額 (27 円) を控除し、市町村の被保険者数及び所得総額により接分し、市町村ごとの一人当たり納付金額を算定した。

2022
令和4年度国民健康保険事業費納付金算定結果(市町村別)

は被保険者と対象市町村(本部町村)。

*H28年度は第1人当たり納付金相当額は、市町村ごとの平成28年度決算額を用いて算出した納付金相当額で、被保険者と市町村の比較対象として用いる。

令和4年度国民健康保険事業費納付金算定結果(市町村別)

令和4年度国民健康保険事業費納付金算定結果(市町村別)									
令和4年度国民健康保険事業費納付金算定結果(市町村別)									
被保険者数					被保険者数				
1人当たり 納付金額					1人当たり 納付金額				
(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)
1 名古屋市	422,343	146,186	100.97%	146,186	100.97%	61,743,459	137,980	1,377,789	H28年度決算 1人当たり 納付金相当額
2 愛知県	70,189	138,436	100.70%	138,436	100.70%	9,725,865	132,770	1,351,711	半年度割増率
3 囲崎市	68,083	144,842	101.63%	144,842	101.63%	9,864,294	131,455	1,351,711	半年度割増率
4 一宮市	71,489	139,789	102.01%	139,789	102.01%	9,995,013	134,069	1,351,711	半年度割増率
5 豊川市	22,243	135,591	101.71%	135,591	101.71%	2,017,387	122,494	1,351,711	半年度割増率
6 半田市	21,201	143,854	103.27%	143,854	103.27%	3,050,222	118,602	1,351,711	半年度割増率
7 春日井市	54,548	141,273	101.76%	141,273	101.76%	7,711,529	127,234	1,351,711	半年度割増率
8 豊川市	33,393	135,006	101.71%	135,006	101.71%	4,509,255	121,929	1,351,711	半年度割増率
9 津島市	12,004	135,169	101.62%	135,169	101.62%	1,622,666	122,749	1,351,711	半年度割増率
10 碧南市	12,893	157,021	103.53%	157,021	103.53%	2,024,481	127,472	1,351,711	半年度割増率
11 刈谷市	23,289	153,441	102.88%	153,441	102.88%	3,574,040	129,365	1,351,711	半年度割増率
12 豊田市	70,768	149,759	102.92%	149,759	102.92%	10,598,988	125,975	1,351,711	半年度割増率
13 安城市	31,394	145,150	102.33%	145,150	102.33%	4,557,552	126,432	1,351,711	半年度割増率
14 西尾市	33,702	145,148	101.38%	145,148	101.38%	4,883,226	133,701	1,351,711	半年度割増率
15 蒲郡市	15,401	138,570	101.69%	138,570	101.69%	2,134,736	125,282	1,351,711	半年度割増率
16 大治市	13,263	137,739	102.80%	137,739	102.80%	1,829,781	116,701	1,351,711	半年度割増率
17 常滑市	10,409	136,888	101.94%	136,888	101.94%	1,424,964	121,975	1,351,711	半年度割増率
18 江原市	18,276	139,570	102.48%	139,570	102.48%	2,551,514	120,503	1,351,711	半年度割増率
19 小牧市	26,842	145,986	102.20%	145,986	102.20%	3,920,125	128,120	1,351,711	半年度割増率
20 稲沢市	25,204	142,956	102.68%	142,956	102.68%	3,684,457	121,950	1,351,711	半年度割増率
21 新城市	9,242	133,107	102.23%	133,107	102.23%	1,230,703	116,623	1,351,711	半年度割増率
22 東海市	18,042	150,391	101.95%	150,391	101.95%	2,714,418	133,650	1,351,711	半年度割増率
23 大府市	14,059	159,727	103.10%	159,727	103.10%	2,237,690	132,971	1,351,711	半年度割増率
24 知多市	15,769	141,424	102.52%	141,424	102.52%	2,230,485	121,820	1,351,711	半年度割増率
25 知立市	10,733	149,406	103.20%	149,406	103.20%	1,864,070	123,642	1,351,711	半年度割増率
合計						1,355,083	144,843	101.76%	1,355,083

補足資料 1-1

市町村	被保険者数	被保険者数		被保険者数		被保険者数		被保険者数	
		(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
26 尾張旭市	14,392	139,466	102.17%	139,466	102.17%	1,145,889	101.65%	1,145,889	101.65%
27 高浜市	7,300	8,880	101.65%	8,880	101.65%	1,145,602	100.69%	1,145,602	100.69%
28 岩倉市	8,880	12,620	103.17%	12,620	103.17%	1,152,121	103.17%	1,152,121	103.17%
29 豊明市	11,614	13,377	103.14%	13,377	103.14%	1,156,230	103.14%	1,156,230	103.14%
30 日進市	13,377	14,820	103.07%	14,820	103.07%	1,150,710	101.44%	1,150,710	101.44%
31 田原市	16,572	15,427	102.49%	15,427	102.49%	1,155,003	102.49%	1,155,003	102.49%
32 瑞穂市	12,667	14,209	101.27%	14,209	101.27%	1,145,620	101.27%	1,145,620	101.27%
33 南陽市	12,209	14,820	103.07%	14,820	103.07%	1,148,230	103.07%	1,148,230	103.07%
34 北名古屋市	15,427	16,798	101.89%	16,798	101.89%	1,158,653	101.89%	1,158,653	101.89%
35 弥富市	7,897	8,400	102.80%	8,400	102.80%	1,156,898	102.80%	1,156,898	102.80%
36 みよし市	8,515	16,2870	103.86%	16,2870	103.86%	1,162,870	103.86%	1,162,870	103.86%
37 あま市	16,798	13,963	101.89%	13,963	101.89%	1,139,653	101.89%	1,139,653	101.89%
38 長久手市	8,400	15,898	102.80%	15,898	102.80%	1,151,497	102.80%	1,151,497	102.80%
39 東郷町	7,106	147,151	102.47%	147,151	102.47%	1,147,151	102.47%	1,147,151	102.47%
40 豊山町	2,987	143,792	102.32%	143,792	102.32%	1,143,792	102.32%	1,143,792	102.32%
41 大口町	3,986	151,497	101.32%	151,497	101.32%	1,151,497	101.32%	1,151,497	101.32%
42 快楽町	5,841	138,309	101.98%	138,309	101.98%	1,138,309	101.98%	1,138,309	101.98%
43 大治町	6,293	135,993	100.80%	135,993	100.80%	1,135,993	100.80%	1,135,993	100.80%
44 錦江町	6,650	151,281	102.26%	151,281	102.26%	1,151,281	102.26%	1,151,281	102.26%
45 開陽町	5,984	18,186	105.65%	18,186	105.65%	1,164,786	105.65%	1,164,786	105.65%
46 阿久比町	4,954	145,636	103.81%	145,636	103.81%	1,143,784	103.81%	1,143,784	103.81%
47 真浦町	8,893	146,284	102.83%	146,284	102.83%	1,136,583	102.83%	1,136,583	102.83%
48 南知多町	5,385	17,1430	102.15%	17,1430	102.15%	1,171,430	102.15%	1,171,430	102.15%
49 美浜町	4,703	13,583	101.82%	13,583	101.82%	1,136,583	101.82%	1,136,583	101.82%
50 武豊町	7,825	136,519	102.65%	136,519	102.65%	1,136,519	102.65%	1,136,519	102.65%
51 幸田町	6,841	144,699	102.25%	144,699	102.25%	1,144,699	102.25%	1,144,699	102.25%
52 能美町	11,35	13,686	103.81%	13,686	103.81%	1,131,686	103.81%	1,131,686	103.81%
53 真栄町	718	129,719	100.74%	129,719	100.74%	1,129,719	100.74%	1,129,719	100.74%
54 豊根村	200	140,143	103,807%	140,143	103,807%	1,104,143	103,807%	1,104,143	103,807%
合計	1,355,083	144,843	101.76%	144,843	101.76%	1,144,843	101.76%	1,144,843	101.76%

令和4年度標準保険料率について

	医療分		後期高齢者支払金等分		介護納付金分		看護高齢者支払金等分		介護納付金分	
	応能分	応益分								
所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)
都道府県標準保険料率										
愛知県	6.44	36,242	-	2.37	14,091	-	2.47	18,063	-	2.39
市町村標準保険料率										
1 名古屋市	6.92	29,584	19,457	2.37	9,837	6,470	2.49	12,807	6,391	2.31
2 豊橋市	6.20	26,511	17,436	2.36	9,809	6,451	2.45	12,572	6,274	2.41
3 関崎市	5.90	25,235	16,596	2.42	10,053	6,612	2.52	12,957	6,466	2.51
4 一宮市	6.72	28,728	18,894	2.35	9,779	6,431	2.45	12,587	6,281	2.28
5 濑戸市	6.66	28,470	18,724	2.28	9,460	6,222	2.35	12,073	6,025	2.37
6 半田市	6.47	27,659	18,191	1.26	5,233	3,441	1.63	8,386	4,185	1.33
7 春日井市	6.18	26,431	17,383	2.39	9,911	6,513	2.54	13,032	6,504	2.33
8 豊川市	5.86	25,069	16,487	2.15	8,953	5,889	2.27	11,645	6,812	2.44
9 津島市	6.18	26,415	17,372	2.28	9,481	6,235	2.39	12,263	6,120	2.39
10 碧南市	6.43	27,503	18,089	2.43	10,098	6,641	2.55	13,101	6,538	2.45
11 岐谷市	6.07	25,944	17,068	2.47	10,247	6,739	2.47	12,672	6,324	2.46
12 豊田市	6.30	26,953	17,726	2.47	10,259	6,747	2.55	13,084	6,530	2.39
13 安城市	4.88	20,849	13,712	2.35	9,774	6,428	2.38	12,193	6,085	2.42
14 西尾市	6.05	25,891	17,028	2.47	10,275	6,757	2.58	13,250	6,612	2.37
15 滝郡市	6.35	27,152	17,857	2.43	10,083	6,634	2.46	12,626	6,301	2.32
16 犬山市	6.67	28,508	18,749	2.32	9,656	6,351	2.46	12,654	6,315	2.35
17 常滑市	6.11	26,123	17,181	2.32	9,639	6,339	2.43	12,457	6,216	2.37
18 江南市	6.31	27,005	17,761	2.35	9,761	6,419	2.39	12,259	6,118	2.31
19 小牧市	5.71	24,423	16,963	2.39	9,910	6,511	2.51	12,864	6,420	2.47
20 稲沢市	6.55	28,019	18,427	2.38	9,891	6,505	2.46	12,513	6,295	2.47
21 新城市	6.37	27,248	17,921	2.46	10,201	6,709	2.43	12,452	6,214	2.47
22 岡崎市	6.23	26,624	17,510	2.32	9,650	6,347	2.40	12,311	6,144	2.41
23 大府市	6.83	29,218	19,216	2.47	10,247	6,740	2.55	13,097	6,636	2.47
24 知多市	6.14	26,267	17,375	2.34	9,711	6,386	2.39	12,257	6,177	2.35
25 知立市	5.93	25,319	16,692	2.23	9,272	6,098	2.34	11,987	5,982	2.43
26 尾張旭市	6.01	25,707	16,907	2.40	9,976	6,561	2.44	12,514	6,245	2.42

	医療分		後期高齢者支払金等分		介護納付金分		看護高齢者支払金等分		介護納付金分	
	応能分	応益分								
所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)
市町村標準保険料率										
1 岩倉市	5.94	25,414	16,715	2.32	9,657	6,351	2.44	12,509	6,243	2.42
2 春日井市	6.57	23,093	18,476	2.31	9,688	6,319	2.42	12,435	6,206	2.42
3 日進市	6.23	26,626	17,511	2.41	10,044	6,586	2.50	12,821	6,393	2.41
4 田原市	5.98	25,585	16,827	2.51	10,439	6,865	2.53	13,282	6,626	2.43
5 愛西市	6.04	25,837	16,993	2.28	9,466	6,226	2.39	12,294	6,135	2.39
6 清須市	6.08	26,007	17,105	2.37	9,886	6,488	2.47	12,694	6,335	2.47
7 北名古屋市	6.53	27,946	18,379	2.33	9,676	6,364	2.43	12,454	6,215	2.43
8 行橋市	6.71	28,689	18,858	2.33	9,904	6,513	2.48	12,728	6,332	2.48
9 みよし市	6.62	28,328	18,631	2.44	10,123	6,658	2.53	13,001	6,488	2.44
10 長久手市	6.38	27,269	17,934	2.45	10,190	6,702	2.53	12,699	6,337	2.45
11 真桑町	6.55	27,997	18,413	2.46	10,224	6,724	2.53	13,010	6,493	2.46
12 豊山町	6.05	25,853	17,003	2.29	9,521	6,262	2.46	12,619	6,237	2.46
13 大口町	6.01	25,709	16,903	2.42	10,044	6,606	2.50	12,829	6,402	2.42
14 扶桑町	6.57	28,080	18,468	2.39	9,950	6,544	2.46	12,626	6,301	2.46
15 大治町	5.91	25,289	16,632	2.23	9,251	6,084	2.16	11,050	5,514	2.27
16 鰐江町	6.98	29,843	19,627	2.35	9,779	6,432	2.47	12,674	6,325	2.47
17 篠島村	6.03	25,771	16,949	2.37	9,847	6,476	2.27	11,636	5,807	2.27
18 阿久比町	6.70	28,666	18,853	2.47	10,262	6,749	2.34	13,047	6,511	2.34
19 武豊町	6.58	28,146	18,511	2.41	9,997	6,575	2.50	12,859	6,417	2.41
20 幸田町	5.50	23,540	15,482	2.36	9,793	6,441	2.46	12,644	6,319	2.46
21 美浜町	6.00	25,648	16,868	2.39	9,924	6,527	2.49	12,804	6,390	2.49
22 豊浦町	6.53	28,146	18,511	2.41	9,997	6,575	2.50	12,859	6,417	2.41
23 東栄町	3.18	13,617	8,956	2.43	10,100	6,642	2.53	12,969	6,472	2.53
24 壱木村	3.42	14,625	9,619	2.42	10,043	6,606	2.57	12,203	6,589	2.57

赤字削減・解消計画について

- 1 基本的な考え方
- 地元財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や開発支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支を均衡させることが重要
 - 決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている現状
⇒ 國保運営方針で赤字削減・解消に向けた方向性を定め、通知に沿って、赤字削減・解消を計画的にお進めるべきこととしている。

(1) 制限・解消すべき赤字

- 一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等の目的の額

(2) 削減・解消計画を策定する市町村

- 前年度繰上充用金のうち、前年度新規増加額
- 病院・施設・解消計画を策定する市町村
前年度決算において、削減・解消すべき赤字が発生した市町村であって、翌年度までに赤字の解消・削減が見込まれない市町村
- 赤字削減・解消計画の公表

国等において検討と負担の見える化が強く求められており、保険者努力支援制度の評価指標にも位置づけられている。このため令和元年度から県において赤字削減・解消計画を公表している。

2 赤字削減・解消計画の策定状況

令和2年度に赤字削減・解消計画を公表する市町村数は26であった。内訳は以下の通り。

対象 市町 村数 (令和3)	計画の期間 (6ヵ年分)	市町 村数	赤字額計		備考
			2016(平成28) 年度	2017(平成29) 年度	
2021 年度 (令和3)	2018～2023 年度 (平成30～令和5)	24	9,485,633 千円	前年度から2市町村減少	
	2019～2024 年度 (令和元～令和6)	1	390,808 千円	前年度と同数	
	2020～2025 年度 (令和2～令和7)	2	130,000 千円	前年度と同数	
	2021～2026 年度 (令和3～令和8)	1	441,437 千円	新たに1市増加	

※ 国は赤字削減・解消計画の対象期間を基本的に6年としているため、計画期間を6年として整理しているが、各市町村の計画においては、必ずしも6年で赤字解消が図られるものではない。

3 決算補填目的等の法定外一般会計繰入の状況

過去3カ年度の決算補填项目的等の法定外一般会計繰入の状況は以下のとおり。金額及び市町村数は減少傾向にあり、令和2年度決算においては、金額で約26億円の削減、織入市町村数は26となつた。

区分／年度	平成30 年度決算		令和元年度決算		令和2年度決算	
	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数
一般会計繰入金(法定外)織入人給	15,386,716	48	14,757,901	46	12,295,066	47
決算補填 保険料収納不足等	0	0	0	0	0	0
高齢就寝費貸付金	0	0	0	0	0	0
② 保険料の 保険料負担額和	5,600,338	28	5,198,877	28	4,626,311	25
法定外 保険料 費	61,736	2	60,936	2	57,430	2
補填 等 任免給付に充てるため	1,422	1	1,393	1	0	0
過年度の 番組赤字補填	0	0	0	0	0	0
日赤字 公債費等、借入金利息	0	0	0	0	0	0
計	5,669,496	28	5,261,161	28	2,095,141	26

※ 「決算補填目的」は、一つの市町村で複数の該当項目があるため、「市町村数」の計と内訳項目は一致しない。

【参考】

国は、法定外織入等の解消や保険料水平の統一の達成を進めることが重要として、都道府県国保運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付けることとしている。

〔国民健康保険法改正(令和6年4月1日施行)〕